

松山大学論集
第二十卷第六号
平成二十一年二月発行

米田實の対外認識

—日米関係を中心として—

伊藤信哉

米田實の対外認識

— 日米関係を中心として —

伊藤信哉

- 一 経歴および業績
 - (一) 経歴
 - (二) 業績
- 二 言説の特徴
 - (一) 法的・歴史的事実に基く議論の展開
 - (二) 着実で現実的な主張
- 三 対米認識
 - (一) 米国人観
 - (二) 米国の政治外交に対する評価
- 四 日米関係をめぐる認識
 - (一) 基本的認識
 - (二) 移民問題に関する言説
- 五 米田の位置づけ
 - (一) 総括
 - (二) 米田の果たした役割

一 経歴および業績⁽¹⁾

米田實（まいだ・みのる 一八七八―一九四八）は、明治末から昭和戦中期にかけて活躍した国際問題評論家である。彼は東京朝日新聞（以下東朝と略称）で、外報部長や論説委員長などを務めた新聞人であり、『中央公論』や『太陽』、『外交時報』などにも膨大な数の論説を發表した。また明治大学などで教鞭をとり、国際法学会では評議員をつとめるなど、外交史、国際法の専門家としても知られていた。

今日、彼の名はほとんど忘れられており、これまでその経歴や業績に、目が向けられることはほとんどなかった。しかし筆者は、彼を日本における国際問題評論の先駆者の一人と考えている。またその活動を通じて、当時の社会の対米認識に、少なからぬ影響を及ぼした人物と考えている。

本章ではこのような見地から、彼の対米認識について分析するが、本節ではまず、その経歴と業績について紹介することにした。

(一) 経歴

① 東朝入社以前

米田實は一八七八（明治一一）年一二月、福岡県久留米に生れた。数え年一六歳で単身上京し、苦学していたところを徳富蘇峰、ついで勝海舟に見出され、その援助により一九歳で渡米する。

アメリカでは、サンフランシスコのローウエル・ハイスクールを経て、オレゴン州立大学の法学部に進んだ。同学部の一級上には松岡洋右がおり、両者はこの時に親交を結ぶ。一九〇一（明治三四）年に同大学を卒業す

ると、彼はそのままアイオワ州立大学の大学院に進み、二年後には政治学修士となった。さらに一九〇四（明治三七）年から一九〇六（明治三九）年までカリフォルニア州立大学大学院に籍を置き、研究を続けた。

このように学問を深める一方で、当時サンフランシスコで発行されていた邦字新聞のいくつかに関係し、特に『桑港日本新聞』と『日米』では編輯長や主筆を務めたとされる。

一九〇六（明治三九）年四月のサンフランシスコ地震で罹災、大学院を退学して『日米』の復興に尽力したが、翌年になって帰国した。

② 東朝時代

帰国後、彼は雑誌『太陽』などに論文を投稿していたが、その一つが東京朝日新聞の池辺三山の目にとまった。池辺の誘いを受け、彼は一九〇八（明治四一）年に東朝に入社、外報を担当する傍ら、社説の執筆も手伝うこととなる。

一九一（明治四四）年、東朝に編輯局制が布かれ、米田は外報部長となる。彼はこの地位に一九二三（大正二）年までとどまるが、第一次大戦が勃発すると部長在任のまま、特派員としてイギリスに駐在した（一九二五年四月から翌年一月まで）。

一九二二（大正一一）年四月、論説班の組織に伴い論説委員に任ぜられ、互選により委員長に就任。翌年一月には外報部長を辞し（論説委員長は留任）相談役となるが、同年四月から半年間、編輯局長代理を兼務した。その後本人の希望により、編輯局顧問兼論説委員となり、以後停年退社する一九三三（昭和八）年まで、専ら論説の執筆に精力を注いだ。

これら新聞人としての活動の一方、彼は『太陽』『外交時報』『中央公論』などに、盛んに論文を発表する。また一九〇九（明治四二）年に国際法学会に入会、一九三二（大正二一）年には雑誌委員となり、のちに評議

員兼編纂委員となって、学会の運営にも参与した。

一九二〇（大正九）年、明治大学の設立が認可されると法学部教授として教壇に立ち、また政治経済学部の設置に尽力、一九二五（大正一四）年、同学部の創立に伴い移籍。一方、一九二三（大正一二）年からは東京商科大学（現・一橋大学）でも外交史を講じた^②。また一九二二（大正一一）年三月、東京大学法学部から法学博士号を授けられた。

なお、彼は評論家としても高名であり、全国各地で講演を行っている。石田秀人はこの点について、何々会又は何々新聞社の主催で、外交問題の講演会や研究会が開かれる際には、殆ど氏の顔を見ないことない位に売れっ子である。今夏（一九二八年夏）の如き北は北海道より南は九州の果まで、二十口ばかりの講演を引受けたので、六月以後の申込は全部断るといふ位の人気であつた^③。と書いている。

③ 東朝退社以後

一九三三（昭和八）年一二月、米田は二五年間勤務した東京朝日新聞を停年退社した。同社顧問の肩書は残ったが、米田は以後もっぱら研究者、評論家として活動を続けることとなる。さきに挙げた国際法学会における活動のほか、一九三四（昭和九）年には東亜同文会理事となり、明治大学では一九三八（昭和一三）年、終身商議員に任ぜられた。

この時期、米田は大学で外交史と国際公法を講じていた。また、さまざまな団体が主催する講演会に講師として参加、国際知識の普及に努めた。さらに雑誌などに、引続き膨大な数の論文を発表しつづけた。日華事変以後は極度に時勢を悲観し、神経衰弱気味になったらしいが、論稿の発表は終戦の年まで続いている。

大戦末期に長野県に疎開、この時に腎臓を患い、また一九四六（昭和二一）年一月には、疎開先で妻を喪う。

明治大学では戦後も教壇に立ったが、一九四七（昭和二二）年一〇月から療養生活に入り、翌年一月九日に死去した。

（二）業績

米田が、生涯を通して執筆した論稿の数は、これまで筆者が確認したかぎりでも、千篇を大きく越えている。そのほとんどは国際問題に関する雑誌論文、あるいは新聞の署名入り論説で、著書の数はそれほど多くない。主著とされる『最近世界の外交』および『現代外交講話』にしても、すでに雑誌などに発表した諸論文を、補訂のうえ編纂したものである。⁽⁴⁾

雑誌論文についてみると、彼がもっとも多数の論稿を発表したのは『外交時報』であり、約二百篇を投じている。⁽⁵⁾ また『中央公論』に五十余篇、『太陽』には四十余篇を発表し、さらに国際法学会の『国際法外交雑誌』にもおよそ六十篇を発表している。

新聞の論説についても、米田は東朝の論説委員として、同紙に多数の署名記事を掲載している。それ以外にも、無署名で多数の社説を執筆したと推測されるが、具体的にどの社説を担当したかはほとんど明かでない。

そのほか、講演の速記録の類も多数残されており、彼の業績の一部を占めている。それらは主に、講演を主催した団体が発行する雑誌に記事として掲載されたり、パンフレットとして出版頒布されたものである。

このように、米田は体系的な著作はほとんど残さなかったものの、その膨大な論稿や講演活動によって、当時の社会の国際問題に対する認識に、大きな影響を及ぼしたと考えられる。そこで次節では、このような彼の、一九二〇年代の言説に見られる一般的な特徴について、検討することにした。

二 言説の特徴

本稿が分析の対象とするのは、米田の一九二〇年代の言説である。⁶⁾そこには、明かに一定の傾向が見出されるが、それは大きく分けて、次の二つの特徴としてまとめられる。

(一) 法的・歴史的事実に基く議論の展開

第一の特徴としてあげられるのは、法的事実、歴史的事実を基礎とした議論の展開である。かれの言説は、常にその中心が、法的事実や歴史的事実についての詳細な紹介と解説とに割かれており、またその主張も、これらの諸事実に関する叙述のうえに構築されている。

この特徴は、明治期に発表された論稿においてすでに明かである。たとえば一九〇九（明治四二）年に発表された論文「学童隔離と米国憲法の保障」で、米田はサンフランシスコ市の学童隔離問題を取上げ、有力な対策の一つとされる米国内での訴訟が、妥当な策であるかを検討している。⁷⁾検討に際して彼は、カリフォルニア州ばかりでなく、カンザス、アイオワ、マサチューセッツなどで提起された、隔離学校の合憲性をめぐると同様の訴訟を詳しく分析し、これまでこの種の学校の設置を違憲とする判決が一度も出ていないと指摘。これらの事実に基いて、訴訟による問題の解決は困難であろうと結論づけた。

このような論理の展開は、一九二〇年代の論稿でも全く変わらない。このことを明かにするため、一九二三（大正一二）年の論文「モンロー主義と日本」を見てみたい。⁸⁾

この論文の主題は「東洋モンロー主義」である。米田は論文の冒頭で「我国では今猶ほ東洋モンロー主義の

声をなすものがある」と述べ、その妥当性の吟味が論文の目的であるとする。そしてまず、米国のモンロー主義の歴史を詳しく述べ、同国が一貫して、西半球に対する諸列強のコミットメントの排除に努めてきたと指摘。モンロー宣言にしても、もともと英米の共同宣言となるべきところを、米大陸の問題に英国が発言権を得ることを怖れた米国の主張により、単独宣言となったものである。このように米国は、過去の中南米政策において、きわめて注意深く他国の関与を排除してきた。

一方、これとは対照的なのが、日本のアジア外交である。日本は自らのアジア政策を表明する際に、常に他国との共同宣言の形をとってきた。すなわち日英同盟であり、高平・ルート協定であり、四国条約、九国条約である。このような歴史的事実は、その適否は別としても、すでにアジアから他国のコミットメントを排斥しえない状態をもたらししている。

米田は右のように両者の相違を明かにした上で、日本はもはや、他国を排除する「東洋モンロー主義」を主張し得るだけの根拠を失っている、と主張したのであった。

このように、米田はつねに、当該の問題に関する過去の経緯や法的な事実を詳しく分析し、その上に立って自己の見解を提示する。ただし、彼は過去の歴史や法律論に、常に縛られていたわけではない。一九二〇（大正九）年の論文の中で、米田は日英同盟のこれまでの実績を評価したが、国際聯盟が成立した今日、状況は一変したのであって、仮に同盟がこれまで通りに存続したとしても、これまでと同じような効果を期待してはならないと警告している。⁽¹⁰⁾ また、同じ年の別の論文で、彼は米国のヴェルサイユ条約再審議の問題をとりあげ、留保付き批准の動きに関連してなされた、「批准時の留保は国際法上無効である」との主張を、法律論としては一理あるが、政治的には無意味な議論であると切捨てている。⁽¹¹⁾

以上が米田の言説の、外形上の特徴である。次に、彼の主張の内容上の特徴を吟味することにした。

(二) 着実で現実的な主張

米田は明治末期に東朝の外報部長に就任して以来、大正の全期間を通じて、同社の最高幹部の一人であった。また既述の通り、一九二二（大正一一）年には論説委員長にも就任している。これらの事実から判断すれば、彼は間違いなく、当時の言論界を代表する人物のひとりであった。

しかし米田は、政治的主張を積極的に行うことには、しばしば慎重であった。彼は、自らを「学究」と規定していた。彼は論稿のなかで「予の性格は学究であつて、實際政客向きではない」と書き⁽¹²⁾、「私は書生でありまして、政治家ではありませんぬ」と述べている。⁽¹³⁾

そしてこの自己規定は、その言説にも反映する。対米移民問題を分析した一九二六（大正一五）年の論稿において、米田はこの問題の経緯を詳細に分析し、一九二四年の「排日移民法」に見られる、人種差別的な性格にも精しく言及したが、最後に「予は政論を敢てし無い、学究の職分としては、上述せる所、大体同問題の真相を明かにしたと考へるから、之で一応本論を終る」と書き、稿を終らせている。⁽¹⁴⁾ また、同じく移民問題を扱った講演「日米外交関係」でも、彼は「是以上申上げますと、政治論になつて仕舞ひますので、是にて終りと致します」と述べ、それ以上の議論を打ち切っている。⁽¹⁵⁾

このように、米田はしばしば「政治論」に対して自制的な態度を示した。しかし一方で、何らかの主張や提言を積極的に行っている場合も少くない。たとえば明治期の論稿であるが、一九一〇（明治四三）年に発表した論文「条約改正と土地所有権」では、日米通商航海条約の改訂にあたり、土地所有権を相互に保障する条項を、ぜひとも挿入すべきであると主張している。⁽¹⁶⁾ また一九一五（大正四）年の、米国移民法改正問題を取りあげた論文「米国の移民政策」で、米田は不成立に終った「バーネット移民法案」を分析し、同法案が実質的に、日本からの移民を禁止する規定を含む排日法案であると断じる。⁽¹⁷⁾ そしてこれが不成立となったのは単なる偶然

にすぎず、そのような幸運が次も生じるとは限らないとして、法案の成立阻止のために何ら具体的な措置を講じなかった、日本側の態度を強く戒めた。

ところで、このような彼の主張の内容上の特徴であるが、きわめて着実で、現実的な見解が多い。この傾向は彼が東朝に入社する契機となった、一九〇八（明治四一）年の論文にも明かである¹⁸。この論文は、カリフォルニア州における排日的土地法制定の動きを取上げているが、その対策として彼は、英語力に長け社交的な人物を、サンフランシスコ駐劄の日本〔総〕領事および館員に任命すること、また彼らに交際費その他の活動費を潤沢に与えることを挙げた。彼はこの提案を「読者或は我が提議する所の余り小事なるに驚かむ」としながら、「大事は往々小事より起りまた小事によりて左右せらるゝを思はざる可からず」と述べ、その重要性を訴えている¹⁹。この意見は、彼自身の在米中の経験に基くものと考えられるが、一方で着実で現実的な対応策を好む米田の性向を、よく表している。

また、一九二〇（大正九）年の加州第二次排日土地法に関する論稿も注目に値する。論文「排日問題の解決方法」で、米田はこの問題に関する日本側の対策について以下のように論じた²⁰。まず、一部に言われるような、移民引揚げのごとき極端な対応は不要である。今回の件を含め対米移民の問題を、根本的に解決する方策は両国の外交交渉によるしかないが、当面の対策としては、米国内で同法を違憲とする訴訟を起すのがよい。判例などから見て、この裁判に勝つ見込みはほとんどないが、少くとも提訴により法律の施行が延期されるため、その間に財産の移譲など適当な措置を講じることができる。また、日米の外交交渉の余裕も生れる。つまり、提訴は「時間稼ぎ」として有効、とするのである。ここにも空理空論ではなく、地に足のついた現実的な対策を主張する、米田の姿を見ることができる。

米田の主張の穩健着実さを示す、さらに別の例として、排日移民法に関する論文がある。『外交時報』に発

表した論文「排日的移民法に接して」で、米田は問題解決の手段として日米間の外交交渉に言及するが、交渉の基礎について、彼は次のように述べた。「無条件国家の体面論を真向に振翳したり若くは正義人道論を繰返して行くことも方法の一であらう。併しながら正義人道論を叫び、国家体面論を説くと雖も、彼に於て何等考慮を払はれざる場合に於ては、此争ひは極めて空漠たるものとなり、其効果も到底望み得られない。斯くの如き主張に基きて開催さる、談判は最初一二回は行はる、ことありとするも、之を継続することは出来なくなるのである」⁽²¹⁾。そのため米田は、交渉の基礎はあくまでも、現行の日米通商航海条約でなければならぬと主張した。

このように、着実で現実的な主張を繰返していた米田にしてみれば、一部の人士の矯激な言説は、到底受容れがたいものであった。彼はさまざま論稿で、これらの過激な主張を戒めている。一九一七（大正六）年の論文の中で、米田は日米の親和を訴えているが、その際「無用の狂熱的言論を弄し、日本が亜細亜を支配せんとすと言ふやうな、随分歐洲人の誤解を惹起する言動を敢てして居るもの、如きは、どれ位米国の悪新聞記者に口実を与へて居る乎、紐育以下各英字新聞を見るものをして常に驚き且つ悲ましむる所である。予は此面々の反省をも望みたい」と書いている。⁽²²⁾ また二年後の論文でも彼は、「無暗に英米其他外国を罵詈するは非也。咎む可きものありて之を咎むるは可なれども（…）見当違ひの方向を誣譏するの状あるは、豈一大憾事にはあらざる乎」と述べている。⁽²³⁾ 排日移民法が成立した後、一部で対米戦争が呼号された際にも、彼はこれを「大人気もなく皮相的」と批判して、⁽²⁴⁾ その非現実性を指摘するとともに、問題の解決にも無効果であると論じた。

一方で彼は、国際関係の将来に対する、過度に楽観的な見解に対しても批判的であった。たとえば石井・ラシンシング協定に関する論文の中で、米田は、協定によって日本の軍備の必要は減じたとする見方を「思はざるの甚しきもの」とし、「国際間の公正なる待遇と言ふものは、相当なる反抗力を具備せる邦家に対してのみ与へられるものである。之れ洵に悲しいことではあるが、昭々たる事実を奈何ともするを得ぬのである。我国に

して強国としての地歩を占め、相当なる待遇を諸友強から得る為めには、軍備も遺憾ながら必要であると断定せざるを得ない。而して之は決して一二外交文書で左右せられるものではない」と述べている。⁽²⁵⁾

このように米田の主張は、バランスを重視した、きわめて現実的なものが多かった。そしてこのような言説の性格こそが、彼を長年にわたり、国際問題評論の第一人者として活躍させたと考えられる。

ではこのような米田の、米国に対する認識はどのようなものであったか。次節ではこの点について明かにする。

三 対米認識

本節では、米田が米国および米国人、またその政策に対して、どのような認識を抱いていたかを観ることにする。

(一) 米国人観

米田はさまざまな論稿において、その米国人観を披瀝している。しかし特に注目すべきは、一九二五（大正一四）年の『中央公論』の特輯「廿世紀の謎・世界の驕児 米国及び米国人の研究」に投じた論文「米国人の特質、特色」であらう。⁽²⁶⁾

それによれば、そもそも米国とは、人間の奮闘気分が驚くべき自然の恩寵に育てられ、最も自由かつ奔放に發揮される場所である。そして、そこで生活する米国人とは、ヨーロッパ人などに見られる渋い、奥床しいといった美德、玲瓏珠の如しというような鍊磨振りがなく、むしろ粗野な嫌いがあるものの、その一方で人生の

春にある青年の自由さと我儘、ならびに絶倫な精力とを、極端に現しつつある人々であるという。また今日の米国の経済的繁栄を、米国人の至大な活動と絶倫な精力とが収め来った獲物であると同時に、その過去および現在における活動振りの証左と見、反映と評すべきものとす。

米田は、このような米国人の具体的特徴として、次の四点を挙げる。

①努力至上主義

第一の特徴は「努力至上主義（米田自身の言葉では奮闘主義）」である。植民地建設当時、ヨーロッパから渡来した移民たちが、苛酷な新天地において生き残ってゆくためには、人並外れた気力と努力とが必要であった。一方で、国土資源の豊かさは、その努力に対して相当または相当以上の報酬をもたらす。このような経験から米国社会には、努力の重要性和有効性を固く信じる気風が生じた。ここに、広大な国土で他人を頼らず、独力で途を切開くという経験が加わって、他に頼らず自己を恃み、堅固な意志と忍耐とによるほか成功は不可能との考えが、彼等の脳裡に浸み込んだのであった。

②極端な個人主義

第二の特徴として「極端なまでの個人主義」が挙げられる。この特質は、個人の自由を重んじ、私有財産の神聖を信ずることにつながり、また多少他人に迷惑をかけても自己の目的を達し、生活を改善しようとする傾向につながる。

もっとも彼らの個人主義は、いわゆる「守銭奴的利己主義」とは異なる。彼らにとつて、金銭の獲得は二義的な価値に過ぎない。むしろ重要なのは、活動の自由の方である。彼らは金銭には比較的淡泊で、このことはロックフェラーやカーネギーといった大富豪が、公共慈善事業に多大の寄付を行っていることから明かである。

さらに彼らはこの個人主義を敷衍して、政府を単に、個人の利便のために設置した機関としか考えない。そのため米国には官尊民卑の風はなく、むしろ政府は「民間事業の奴僕」であるべきと考えられている。国家の外交政策を、民間の事業を支援するためのものと考える者が事業家階級には少なくなく、実際に米国の外交機関が、常に自国民の在外事業の発展に努力し、対外干渉さえあえて辞さないのも、そのような国民性を反映したものである。

③ 利害を正義に優先させる傾向

三番目に指摘すべきは「利害を正義に優先させる傾向」である。もちろんそのような傾向は、どの国にも共通して見られるものではあるが、米国においてはその程度が極端なのである。

米国では、その外交政策があまりに利己的に過ぎ、また中南米などで不当な行動をとった場合、知識階級の人々の中から必ず、厳しい非難の声があがる。しかし、そのような声はあくまでも一部に限られるのであって、一般の人々の間から正義の声があがるのは、自国民の重大な利益に悪影響がない場合だけである。米国が、はるか遠方（たとえば中国やペルシャ）において「正義の代弁者」となることが多いのはこのためである。

このような、米国人がその重大な利益に反しない場合にかぎって、道徳と理想の味方になろうとする傾向は、往々にして、私利のために無関係な国民を利用しようとする一部の人々が、偽善的で陋劣狡猾な策謀を弄する機会を造ることにつながる。

④ 善良だがわがままな大衆的性格

狭い国土に多くの人間がひしめいているわけではないことから、米国人は共同体のために自己を空しくする必要がなく、そのため粗野で礼讓を解さない傾向がある。彼らは本質的に善人であり、単純で淡泊な部分もあつて、はなはだ愛すべきところもあるが、他方でおそろしくわがままな部分もあり、また悪い意味で大衆的（米

田自身の言葉では野次馬的)である。

このような米国人の性質は、排日運動にも端的に現れる。元来、米国における人種差別の思想は、米国が多民族にして融合不十分な国であることに由来するもので、その程度は二〇世紀に入りますます昂進し、いまでは人種的迫害のない地域はなきにひとしい。しかしその具体的な現れである排日運動を見てみると、「之が若し英国人であれば、仮りに日本人を嫌つたとしても之に悪口を放ち、殴ると云ふが如きことはないが、米国人は憎いと思へば直に悪口を云ひ殴つたりする、そのかはり談合の結果等により能く諒解すれば釈然として融和することも極めて速かである」といった形をとる。⁽²⁷⁾

米田は、以上のように米国人を観察した。しかし彼は、米国人を否定的にのみ、捉えていたわけではない。

たとえば一九二一(大正一〇)年に発表した論文で、彼は米国人を「人に頭を抑へられぬ所から、豪放で、ノンビリとして、且つ我儘勝手な所がある」と評し、⁽²⁸⁾これを我儘育ちの若旦那と表現したが、一方で世上の米国批判に対しては「悪く取り過ぎてはならぬ、善い所も少く無い」と注意を喚起し、⁽²⁹⁾彼らを冷静な眼で評価する雅量が必要とした。⁽³⁰⁾また、米国の政策がしばしば自己撞着をきたし、そのため偽善者と非難される点についても、それは同国がいまだ一国民を形成しておらず、相互に矛盾する種々雑多な要素が社会に混和、併存しているためであつて、ある程度まではやむを得ないものであると弁護した。⁽³¹⁾そのほか、米国の東洋政策を検討した論稿の中で、彼は米国人が活力にあふれ、進取の精神に富む人々であると指摘し、⁽³²⁾ロシア政策を吟味した別の論稿では「米国は決して一部の人が申しますやうに、他国を征服するとか又陋劣な野心を有つて居るものではない」と述べている。⁽³³⁾さらに米国内の理想主義的要素について「米国も段々物質的となつて、理想的分子は漸次減じて来たけれど、猶世界に於ける民主運動の保護者、後援者を以て自ら居るやうなものも、少く無い」と評価している。⁽³⁴⁾

(二)米国の政治外交に対する評価

1 米国の政治体制

米田は、米国の政治体制については概ね肯定的な評価を下している。一九二五（大正一四）年の講演「米国の政治と日本の政治」において、彼は「外交問題では予は亜米利加を攻撃するかは知りませぬが、内政問題に於ては亜米利加の方が宜いと思ふ所が沢山ある」と述べ、輿論が政治の上に反映する程度において、アメリカは日本より一步進んでいると主張⁽³⁵⁾。その根拠として、男女普通選挙制を採用している点や、元老のような輿論に基礎を持たない「無責任な機関」が存在しない点などを挙げた⁽³⁶⁾。

そして米田は、「私は決して彼方を崇拜するのではございませぬ」と言い、また「国には国情の差異がある、従て亜米利加式が何処の国にも宜いと云ふ訳ではございませぬ」としつつも「大体から見まして、日本の方が輿論の実現と言ふことでは残念ながら米国に遅れて居る」と判断し、「日本が亜米利加と同じ方法を採用と云ふのではございませぬが、政治上の革新、民論実現の方法の徹底と言ふことにつき、我国に適合した進歩的方法を講ぜねばならぬと思ふものであります」と提言⁽³⁷⁾している。

しかし、米田は米国の政体を手放しで賞讃しているわけではない。彼は民意が政治に反映すること自体は評価するものの、その行き過ぎには常に批判的であった。たとえば、一九一五（大正四）年の論文「重大なる米国憲法修正」で、米国の上院議員選挙が各州議会からの間接選挙ではなく、州民からの直接選挙となったことに触れ、これに否定的な評価を下している⁽³⁸⁾。彼によれば、これまで議員たちは選挙民の人気取りに奔走する必要が少く、そのため「多数に依る専制、無政府、混乱を防止」することができた⁽³⁹⁾。しかし直接選挙となると、これらの長所は喪われ、しかも上院が同国の外交に重大な影響力を有する機関であることから、同国の対外政策までもが人気取りのために左右される虞れがある、と指摘。結論として「米国の如き民政極端に奔れる国柄

に於ては、吾人は外交の一点より見て「今回の変更は歓迎できないとした」⁽⁴⁰⁾

このような米田の認識は、一九一四（大正三）年の論文「米国の新法官罷免制と外人保護」にも現れている。⁽⁴¹⁾ カリフォルニア州などで採用された「判事リコール制」を分析したこの論文で、彼は次のように論じる。米国では従来、司法権の独立が高度に尊重されており、立法、行政の両府がしばしば政治的な事情に動かされてきたのに対し、司法府は大体において条理を重んじてきた。そして日本人をはじめとする外国人の保護にも、多大の成果を挙げてきた。しかし今回のリコール制は、「輿論」に添わぬ判決を出した判事を罷免する道を開いたものであり、「裁判官をして、一時感情激昂して盲動する衆愚の奴隸たらしむるもの」にほかならない。⁽⁴²⁾ 米田はこのように述べ、同制度の導入を「在米日本人に執りて排日に反対する堡壁の一部分を奪はれたるもの」とするが、⁽⁴³⁾ ここにも彼の、民意の反映の行き過ぎに対する批判的な態度が現れている。さらに米田は別の論文で、民意の代表者たる米国議会の議員が、概して「弥次馬多く、モツブ、スピリットの高い」人々であると批判している。⁽⁴⁴⁾

しかし米田は、米国の政体について数多くの欠点を認めながらも、やはり全体としては高く評価していたようである。一九二〇（大正九）年の論文「米国大統領候補選定に就て」の末尾で、彼は、米国の政治は必ずしも情実のみの政治ではなく、立派な主義主張を本とする「公闘」の半面があることを忘れてはならないと指摘した。⁽⁴⁵⁾ また米国議会についてもただ批判するばかりでなく、第一次大戦中に外国人兵役の問題が生じた際、議会在が国務長官の説得に応じたことに対しては、これを高く評価している。⁽⁴⁶⁾ また議員の中には見識ある優れた人物が絶無でないことも、しばしば指摘している。⁽⁴⁷⁾

2 米国の外交

米国の政治体制に好意的な評価を下した米田であるが、その外交に対しては、対照的に厳しい見方をしてい

る。彼は米国の外交政策を「特殊利益論を基礎とする外交」と形容し、また「経済的利害と密接に結びついた、利益本位の外交」と表現した。⁽⁴⁸⁾

① 地理的近接に基づく「特殊利益」の主張

米田によれば、米国の外交のうち、特に中南米諸国に対するものは、「地理的に近接するがゆえに、米国はその地域に対して他国とは異なる特殊な利害関係を有する」との主張、いわゆる「特殊利益論」によって基礎づけられているという。⁽⁴⁹⁾ 米国は、この特殊利益論を楯に中南米に対する膨脹政策をおしすすめ、その国が独立国であり、その土地が独立国の領土であるという事実も、しばしば無視してきた。たとえば一九世紀中の三度に亘るメキシコ領土の割取や、キューバに対する「プラット修正条項」の強制などがそれである。⁽⁵⁰⁾

② 外交政策と経済的利益の密接な連関

しかし、米国の外交をより根底的に規定するのは、その経済的利益である。そのため米国の外交は、本質的に「利益本位」のものとなる。「特殊利益論」が地域的に限定され、概ね西半球に対する外交にのみ現れる主張であるのに対し、この「利益本位」という特徴は、アジアやヨーロッパに対する外交にも共通する、より一般的な特質となっている。

先にも触れたが、もともと米国では政府による外交を、民間事業の手段にすぎないと考える者が少くない。そのため米国の外交政策は、その経済的利害によって常に左右されている。とくに、右の特殊利益論が巨大な経済的利益と結びつくと、その外交はきわめて強圧的なものとなり、しばしば武力干渉にまで立ち到る。そこでは他国の主権は蹂躪され、国際条約は無視され、国際平和は破壊される。米田はその一例として、ニカラグアに対する外交を挙げる。⁽⁵¹⁾

一九世紀までの米国は、ニカラグアに自国勢力の扶植を試みることもなく、同国で内乱が生じた際には中立

を堅持するなど、公明正大な政策をとっていた。しかし二〇世紀に入り、パナマ運河の建設が問題となると、米国はその方針を一変させる。そして一九〇四（明治三七）年、運河の開鑿に着手した頃から、ニカラグアの内政に積極的に干渉しはじめたのである。このような政策の転換は、ニカラグアの地勢上の位置にその原因があった。ニカラグアは、パナマと並ぶ運河建設の有力候補地であり、すでにパナマ運河の開鑿に着手していた米国は、将来ニカラグアが自国内に別の運河を建設し、パナマ運河の価値を下落させることを怖れたのである。

米国はまず、同国の内乱に積極的に介入、親米を掲げる反政府勢力を支援する。そして親米政権が成立すると直ちに条約を締結し、「ニカラグア運河」建設の独占権などを手にした。ところがこの条約は、隣国のコスタリカやエルサルヴァドルの権利を侵害するものであったため、両国は条約の無効を主張して中米司法裁判所に提訴する。しかし米国はニカラグアに働きかけ、裁判所の判決を黙殺させた。そのため両国の権利は回復されることなく終り、またかつて米国自身が斡旋して成立させた、史上初の常設的国際法廷である中米司法裁判所までもがその権威を失墜させ、崩潰に追い込まれたのであった。

このほか紛擾絶え間ないメキシコに対しても、米国は利益本位の外交を貫いている。⁽⁵²⁾ 米政府はメキシコ国内の各勢力に対して、その正統性や統治能力ではなく、現地の米国企業の特権を尊重するか否かによって、その態度を決したのである。そして米国企業の権益を軽視する政権には武力干渉も辞さなかったのに対し、これを尊重する勢力には武器援助をはじめ、あらゆる支援を惜しまなかった。

米田は、このように自国の利害が密接に絡み、かつ特殊利益の主張によってその姿勢が強められた場合には、米国は国際法や国際道徳を平然と蹂躪し、他国に干渉してその主権を侵害するばかりでなく、内乱を長引かせて国際平和を破壊することも憚らない、と批判した。⁽⁵³⁾

以上のような米国外交に対する米田の評価は、米国の中南米政策が大きく転換し、比較的公正で穏健な方針

をとるようになった一九二二（大正一〇）年以降も変らない。米田はこの政策の変化について、米政府が過去の政策を反省したわけではないとする。彼は、米国が長年望んでいた權益を手中に収めた結果、これ以上干渉的な政策をとる必要がなくなったこと、また中南米諸国の反感を抑えるためには宥和的な態度の方が有利と判断したことが、外交方針の変更に結びついたに過ぎないと主張するのである。⁽⁵⁴⁾

彼は他の論稿でも、米国の外交が利益本位のものであると、繰返し主張している。米国の第一次大戦参戦に關し、米田は、その動機の一つとして「軍国主義の打倒と自由主義の擁護」といった理念的な要因があったことは認めるが、そのみで参戦が決定されたとは誤りとする。⁽⁵⁵⁾そして「米国海軍がドイツ潜水艦を駆逐すれば、貿易通商路の安全も確保される」として、米国内で実業家たちが運動したこと、またこの機会に中南米からドイツの勢力を一掃し、米国勢力の扶植を図るべきと考えられたこと、この二つが米国政府を参戦に踏切らせたと論じている。

また、米国のフィリピン政策を分析した一九二七（昭和二）年の論稿では、従来フィリピンに対して独立の付与を言明してきた米国が、近年になってその方針を改めたのは、ゴムなどの熱帯産物の供給地として、またアジアにおける活動拠点として、その経済的価値を認識したためとして⁽⁵⁶⁾

以上のように彼は米国外交を特徴づけた。そしてこの見地からみて、米国は今後必ず、さらに積極的にアジアに進出してくるであろうと指摘して、国民に注意と覚悟とを促したのであった。⁽⁵⁷⁾

四 日米関係をめぐる認識

次に、米田の日米関係をめぐる認識について観ることにしたい。

(一) 基本的認識

大正の初期、米田は米国の東洋政策について、当面は、中国における商業的利益を確保するという従来の方針を維持するであろうが、長期的には政治的な進出を図ってくると予測、日本側に警戒を呼びかけていた。⁽⁵⁸⁾ 當時彼は「日米問題こそは両国の盛衰隆替之に繋り、国家的運命に繋るのみならず、太平洋の平和、世界の平和皆な之に繋る」と書くなど、⁽⁵⁹⁾ 両国関係の重要性を強調しており、そのため東洋への米国の政治的進出が、両国の関係に悪影響を及ぼすことに重大な懸念を抱いていたのである。実際、彼は米国に対しても、極東方面への進出については、経済的なものに限定すべきであると訴えている。⁽⁶⁰⁾

その後彼は、米国が第一次大戦後の東洋において、必ずその活動を拡大すると論じるようになり、⁽⁶¹⁾ この立場から日米の協調を主張しはじめた。⁽⁶²⁾ 一九一七（大正六）年の石井・ランシング協定を分析した論文では、協定が定める「中国における特殊利益」の性質および内容が明確でない以上、同協定は日米両国間の軋轢を一掃しうるものでないと指摘、今後この点を補完してゆく必要があるとした。⁽⁶³⁾ 翌年の論稿では、日本外交の基礎たる日英同盟を維持するためには、日米は友好的でなければならず、そのため日米間のあらゆる方面における、軋轢衝突の機会の除去が必要である、と論じている。⁽⁶⁴⁾

第一次大戦が終結し、ワシントン体制が成立すると、米田は日米関係が日英関係とともに、日本外交の根幹であるとの認識を示すようになる。彼は、戦後の日本の対外関係は「日英同盟を経とし日米協商を緯とした、日英米三国の協力と言ふことに重きを置く」⁽⁶⁵⁾ べきで、それが日本と世界、双方の利益となると主張し、ワシントン会議の成果についても積極的に評価した。⁽⁶⁶⁾ この見地から、米田は「米国人は経済的發展に熱心な民であり世界の富を成るべく自分の手に独占せんとする傾向を有して居ります。詰り経済的の競争には、随分辛辣なる遣方をするといふことは、これは一日も我等が忘れてはならない点であります」と警戒を促しながらも、これ

を敵視することには反対する⁽⁶⁷⁾。すでに触れたように、彼は排日移民法成立後の論稿で対米戦争論の不可を指摘しており、また同じ頃に書かれた別の論稿では、米国が対日戦争を希望し、計画しているとの議論を「米国側に於て行はる、『日本好戦論』と同じく無価値の論』と決めつけ⁽⁶⁹⁾、「日本人民も戦争を希望せざる如く、米国民も亦た決して戦争を希望しつ、あらゆることを断言し度い」と述べ、猜疑心に囚われ不必要に米国を敵視すべきでない⁽⁷⁰⁾と訴えている。

大正の末から昭和の初期になると、米田は改めて米国の東洋進出の傾向に目を向ける。彼は対米移民問題よりも、むしろ米国の東洋政策の方が今後の日米関係の難関になると予見し、中国に関して両国は、今や競争的關係にあるとした。そして今後予想される米国の攻勢に十分警戒すべきと指摘したが、一方で彼は、この問題はあくまでも友好的、平和的に処理してゆくべきと主張しており、そのための努力を両国の外交当局に求めている⁽⁷¹⁾。

このように米田は、太平洋地域の国際秩序という見地から、あるいは中国をめぐる競争という見地から、日米関係を把握した。そして常に、両国関係の重要性を訴えつづけた。彼は日本のとるべき途について、終始一貫して米国との協調、平和的で友好的な関係の維持を主張した。米田は両国の国力の相違から、日本にとって対米戦争が非現実的な選択肢に過ぎないと確信していたし⁽⁷²⁾、また元来、平和主義を志向する人物であったことから、このような立場をとったものと思われる。

(二) 移民問題に関する言説

対米移民の問題は、米田自身が一〇年以上をアメリカで過し、その間、西海岸を代表する邦字紙『日米』の編輯長を務めていたこともあって、最も深い関心を寄せていた主題であった。おそらく、帰国する一九〇七(明

治四〇）年以前に発生したカリフォルニア州における排日事件の大半を、彼は直接に見聞したであろうし、その対策についても、現地紙の責任者として最も真剣に検討せざるを得なかつたはずである。本項では、明治末期に遡って、彼のこの問題に関する見解を辿ってみることにしたい。

①学童隔離問題（一九〇六年）以後

サンフランシスコ市で日本人学童の隔離問題が発生した翌年、米田は日本に帰国したが、その後彼は、移民問題に関する論文を数本発表している。これら明治期の論稿のうち、特に注目すべきは一九一〇（明治四三）年の論文「日本人帰化権を論じて条約締結に及ぶ」⁽⁷⁴⁾である。ここで彼は、排日問題を根本的に解決するには、在米邦人が米国に帰化する権利を獲得するしかないとしている。また、その方法として「帰化法の修正」と「日米帰化条約の締結」の二つを挙げた。

この「帰化法の修正あるいは条約の締結により、在米邦人の帰化権を獲得して排日問題の根本的解決を図る」との主張は、その後も彼の論稿に繰返し登場する見解である⁽⁷⁵⁾。なお、彼が最初にこの提案を行ったのは、さらに一〇年ほど前の一九〇〇（明治三三）年頃のこころしい⁽⁷⁶⁾。

②第一次排日土地法（一九一三年）以後

大正期に入っても、米田は常に在米移民の動向や、排日の動きに目を向けていた。『中央公論』に掲載された論文「日米国交の危機」⁽⁷⁷⁾では、カリフォルニア州における排日土地法制定の動きをとりあげ、これを詳しく分析している。彼はまず排日運動の背景を検討し、国家としての日本の発展に対する憂懼や、民主国家の宿弊たる労働者への政治家の迎合などをその要因として挙げたが、しかしより根本的には、日本人に対する人種的偏見がその原因であると指摘した。そして対策としては、帰化権の獲得を最も有効な策とし、日本政府もこの方向で努力すべきであるとした。彼は、国内にこの帰化権獲得を不可とする議論があることに言及し、「之れ

は旧思想である、民族発展と言ふ大眼目を忘れたものである、世界の大势に適はない議論である、殊に米国の排日問題は容易ならぬ形勢を発生し、大問題となつて居り、然かも他に好良なる解決方法無く、此儘にて進まば将来或は勢ひに駆られて、日米間の禍機を醸すかも知れぬ。依つて此際国家の利害を打算し、世界の平和を想ふても、宜しく之に尽瘁す可きではあるまいか」と述べ、これを批判している。⁽⁷⁸⁾

この論文に見える、排日の根本的原因が人種的偏見であるというのも、米田の論稿に一貫する主張である。後年の論稿でも彼は再三、カリフォルニア州の排日運動の根底には人種偏見があると指摘し、かつ同州が歴史的にみて、特に人種的偏見と迫害の激しい土地であつたとして、その経緯を詳しく紹介している。⁽⁷⁹⁾ただし、彼は人種差別を米国のみの悪弊とはせず、日本などでも等しく見られる現象としており、この点には注意を要する。また一九一九（大正八）年頃の論稿では、排日が今や一つの政治勢力を形成しており、選挙に際して候補者は、その支持を求めて意識的に排日を鼓吹する状態となつていと指摘するなど、⁽⁸¹⁾排日運動激化のすべての責任を、人種偏見に帰しているわけではない。

彼はことあるごとに対米移民の問題をとりあげ、この件を忘却しがちな日本の官民の注意を喚起しつづけた。たとえば一九一七（大正六）年の論文「在米日本人の一大問題」では、現地の日本人小学校に招かれ渡米した教師が、入国を拒否された事件を紹介し、その原因について細かく分析した上で、日本側がとるべき具体的な対策を提言している。⁽⁸²⁾

③ 第二次排日土地法（一九二〇年）以後

カリフォルニア州第二次排日土地法についても、米田は制定の一年以上前から注目し、その対策を検討していた。一九一九（大正八）年、彼は論文「排日問題再燃に就て」を発表、最近の排日派の動きなどを紹介し、その対策を提示する。⁽⁸³⁾米田は、現地で論議されている排日策のうち、邦人農家の迫害に關してはさほど憂慮す

べき事態ではなく、むしろ写真結婚などによる日本婦人の米国渡航の禁止の方が重大な影響を及ぼすと指摘した(写真花嫁の渡航は、一九二〇年三月以降、日本側が自主的に中止)。そしてこれら排日運動への対応策として、在米邦人が米国の同化運動に一層協力し、米国に対する忠誠心を示すことを挙げ、また米国の排日政治家に対しても、一時的な政争のために日米人間の感情疎隔を図るよりは、むしろ在留邦人と協力し、その同化を促す方が国家のため有用であることに気づくべきである、と訴えた。

右の論文は、第二次排日土地法が具体的に提案される前の論稿であったため、その対策も比較的抽象的なものにとどまったが、一九二〇(大正九)年から翌年にかけて『国際法外交雑誌』に発表された「排日問題の解決方法」は、より具体的に、日本側がとるべき施策を提案している。⁸⁴米田は、現在国内で議論されている対策に「米国内における訴訟」と「日米土地所有権条約の締結」があるとした上で、前者は時間稼ぎとしては好適であるが、過去の判例からみても見込みはないとし、また土地条約の締結についても、これまで前例もなく、かつ排日運動は土地の問題だけではないことから、あくまでも対症療法にしかならないと指摘して、抜本的対策としては不十分であると論じた。そして彼は、外交交渉による帰化権の獲得こそが最も優れた解決策であり、そのためには譲歩条件として、米国行き移民の全面的な渡航自粛もやむを得ないと主張。さらに米国の今日の状況に鑑みて、日本側の要求も「臨時に、現在米国内に居住する邦人にかぎり帰化を認める」程度に留めるべきとした。そして「此際日本側に於て周到の注意と決断とを以て交渉を進むるに於ては、決して此種の解決策を実現すること困難でない」と述べ、外交当局の努力を求めた。⁸⁵

④ 排日移民法の制定(一九二四年)

米田が対米移民問題について、最も多くの論稿を発表したのは、一九二四(大正一三)年の排日移民法制定時である。前年から法案が議会を通過するまでの間にも、彼は米国の動静を詳しく紹介しているが、法案が議

会で可決されると『改造』『外交時報』『日本及日本人』『中央公論』『国家学会雑誌』などに論稿を発表、その不当性を主張するとともに、日本側のとるべき対策を検討した。⁽⁸⁷⁾

その内容を見ると、まず、帰化権の獲得による問題の解決という従来の主張については、当時の米国の政情からみて絶望的と判断したためか、全く言及されていない。かわって日米通商航海条約を根拠とした対米交渉による事態の打開が検討されるが、米田は同条約第一条の日英両文間に重大な齟齬があることを指摘、この方法による解決は困難とする。さらに仲裁裁判の可能性についても、米田が伝統的に移民を国内問題として取扱ってきたこと、そのため本件を仲裁裁判に付託することには反対するであろうことを指摘して、この方法による解決も難しいとした。

つまり米田自身、排日移民法の不当性は指摘したものの、具体的な打開策は何ら示していない。むしろ彼は「斯う検して来ると、此度の問題が極めて困難なることを思はねばなりません。日本としては天祐があればいざ知らず、普通の道としては極めて困難であります」と、半ば諦めたような言葉を漏し、今後の日米交渉は「成る可く双方政府が同情と親愛とを以て本問題の妥協策を講ずる」べき、との一般論を述べるに止まっている。⁽⁸⁸⁾

しかし彼は、具体策を提示しえなかつたからといって、その穏健な態度まで抛棄したわけではない。繰返しながら、当時、国内の一部で対米戦争が議せられたのに対して、米田はこれを強く排撃し、戦争によっては何事も解決するものではないと主張、あくまで平和的な交渉により、米国人にその過誤を自覚させるべきとした。⁽⁹⁰⁾

また、従来から米国では、外国移民の受入れを制限する方向にあったことを指摘。日本人を差別的に取扱う「排日条項」には断乎反対すべきであるが、一般政策としての移民制限には、いずれにしても従わねばならない、と論じている。⁽⁹¹⁾

⑤ 排日移民法施行後

排日移民法が施行されたあとも、彼は在米移民問題に関する論稿をいくつか発表している。それらのうち、一九二六（大正一五）年の論文「排日移民法実施後の在米日本移民」では、対米移民の問題が排日移民法により終了したわけではないと明言⁽⁹²⁾。日系米国市民の妻女の入国権のほか、在米邦人に対する差別待遇の問題などが依然として残されていると指摘し、これらが今後の日米関係に及ぼす影響は小さくないとして、一般の注意を促している⁽⁹³⁾。

以上が、米田の対米移民問題に関する一九二〇年代までの主な見解である。彼は米国太平洋岸の人種差別的な風土が、排日の根本的原因であると認識しつつも、その風土に同化し、米国に忠誠を誓うことが排日運動を克服する最善の道であると信じ、さまざま主張を重ねていった。結局その努力は、排日移民法の制定によって挫折することとなったが、それでも移民の引揚げといった矯激な主張には走らず、着実に、現実的な対応を訴え続けた。

おそらく彼は、一連の米国の「仕打ち」にも、その対米観を大きく変えることはなかったであろう。彼は在米中、直接に人種差別を経験していた⁽⁹⁴⁾。また米国民の、煽動に乗せられやすい大衆的な性向についても、体験的に知っていたはずである。それらの個人的な経験に加え、彼は常にこの問題に関心を持ち続け、最新の情報に接していた。そして過去の米国議会における討論や、裁判の判例に関する深い知識も有していた⁽⁹⁵⁾。そのため彼は、州議会や連邦議会による排日諸法の制定に対して、一時的に驚きや怒りは感じたかもしれないが、その米国観を根本的に変化させるほどの「衝撃」は受けなかったのではないか。

すなわち、彼は知米派として、米国の一連の排日の動きを「理解可能なもの」として冷静に認識し、受け入れていたように思われる。

五 米田の位置づけ

(一) 総括

以上、米田の対米認識に関する諸論点を検討した。これらを総括すると次のようになる。

米田實は一八七八（明治一一）年に久留米で生れ、一九歳で渡米、十余年を米国で過した。在米中、彼は學問に精励すると同時に現地の邦字紙で活躍、その知見をひろめた。彼の対米認識の基礎は、この時期に形成されたと考えられる。帰国後、彼は東朝に入社して外報を担当、一九三三（昭和八）年に退社するまで、同社の外報部門や論説部門で活躍した。

しかし米田は、単なる新聞人であつたわけではない。彼は、明治大学などで外交史や国際法を講じる学者としての顔のほか、全国で国際問題について講演する評論家としての顔をもち、多数の論稿を新聞雑誌上に発表して、その対米認識を世に問いつづけている。次項でもみるように、その社会的な影響力は小さくなかつたはずである。

彼の言説は、常に法的事実や歴史的事実に基いて展開され、その主張は穩健で着実なものであつたが、そこに見られる対米認識は、以下のような特徴を有していた。まず米国人については、旧世界人に見られるような洪味、謙讓の精神といったものは欠いているが、他方において絶大な精力と自由奔放さを持った人々とみる。そして彼らの特質として、努力至上主義や極端な個人主義などを挙げる。

米国の政治体制については、輿論が政治によく反映されている点で、日本より優れた部分が少なくないと賞讃するが、他方、その外交政策については、経済的利害と密接に結びついた利益本位の外交に走る傾向が強いと

みて、あまり好意的ではなかった。

日米関係については一貫してその重要性を指摘し、日米の親和は両国の繁栄ばかりでなく、太平洋の平和、世界の平和にも直結すると主張した。彼は日米戦争など論外であるとし、日米両国は交渉によりその利害の調整を図り、平和的で友好的な関係を維持してゆくべきであると訴えた。また当時の日米間の重要案件の一つである対米移民の問題に常に関心を向け続け、問題の根底には日本人に対する人種偏見があるとする一方、その対策としては、移民の現地への帰化を最善の策とするとの立場を長く守りつづけた。

米田はもちろん反米派ではなかったが、一方で単純な親米派でもなく、その浩瀚な知識を駆使して、つとめて公平に米国を評価しようとした人物であった。彼は、米国の善悪両面を知悉した「知米派」であり、当時の論稿でも是は是とし、非は非とする態度を貫いている。そして日本にとって、米国がきわめて重要な国際関係上のパートナーであるとの立場から、日本国民の米國理解をより深いものとするべく、数多くの論稿を社会に提供したのであった。

(二) 米田の果たした役割

では、この米田が当時の日本社会において果たした役割とは、どのようなものであったのだろうか。本稿を終えるに当り、この点をあらためて考えてみることにしたい。

筆者の考えによれば、米田は当時を代表する知米派の知識人として、社会全般の対米認識に大きな影響を及ぼした人物である。彼は在米中、西海岸屈指の邦字紙の編輯長を経験しており、また帰国後は東朝の外報部門の責任者として、米国の最新情報に触れることのできる立場にあった。つまり彼は「米国の実情」について、当時としては最もよく知る人物の一人であった。

しかも米田は、個人的体験や表面的な情報だけで、米国を評価していたわけではない。彼は米国で学問的な訓練を受け、議会資料や判例などを体系的に分析する能力を身につけていた。そしてこの能力を駆使して「米国」を専門的に研究し、その理解をさらに深いものとしていたのであった。

米田が当時の日本社会に対して果たした第一の貢献は、この実体験および学術的な研鑽から得た該博な知識を、積極的に供給し普及させたことである。彼は、新聞雑誌に発表した膨大な数の論稿や、全国各地で行った講演によって、これらの知識を積極的に社会にひろめ、国民の米国に関する知識水準の向上に貢献した。彼の言説は、常に基本的な事実や知識の解説から入るため、彼の論稿を読む者、あるいは彼の講演を聞く者にとって、大いに有益であったはずである。

また彼は、その当時のさまざまな懸案に対して、できるかぎり具体的に穏当な対応策を提示し、人々の参考に供していた。これも彼の果たした貢献の一つである。

しかし一方、その限界についても指摘しないわけにはいかない。彼はその議論を、歴史的事実や過去の判例などと関連づけて展開したため、その言説はしばしば瑣末に立ち入り、難解なものとなるが多かった。また常に物事を多面的にとらえたため、善悪を単純に決めつけるような議論とは異り、その論旨は明快とはいえなかった。さらに彼の提示する対応策も、穏当で現実的ではあったが、「対米断交」や「軍備全廃」といった矯激な主張に見られる華々しさがなく、読者や聴衆に対する訴求力を欠いていた。換言すれば彼の議論は、その語り口や内容において、人々の印象に残りやすいものではなかったのである。

当時の彼に与えられた社会的な評価や知名度の高さ、また公刊された論稿の総量からみて、米田が国民の知識水準の向上のために傾けた努力は、かなりの程度まで報われたと考えるよいであろう。しかし当時の人々は、米田の言説をひろく受容れ、そこからさまざまな知識を学びとりはしても、その主張を深く心に刻むことはな

かったようである。当時、米田に数多くの原稿や講演が依頼されたという事実と、今日、その名がほぼ完全に忘れられているという事実、この二つの事実、彼の果たした役割と、その限界とが、現れているように思われなければならない。

註

- (1) 本節について詳しくは、伊藤信哉「国際問題評論の先駆・米田實―その経歴・人物・言説―」『政治経済史学』第三九三号、一九九九年および同「米田實年譜・著作目録」『松山大学論集』第二〇巻五号、二〇〇八年を参照。
- (2) このほか、立教大学でも教鞭をとっていたらしい（實の四女にあたる米田悦子氏の、伊藤への談話（一九九八年二月七日分）による）。
- (3) 石田秀人『在京福岡県人物誌』我觀社、一九二八年、二二二頁。
- (4) 米田實「最近世界の外交」外交時報社出版部、一九二〇年、同『現代外交講話』白揚社、一九二六年。『国際法外交雑誌』の追悼記事も「博士の面目は寧ろその龐大な雜誌論文及び新聞紙上の時事論説に現はれた」としている（「米田實博士の訃」『国際法外交雑誌』第四七卷二、三、一九四八年、六四頁）。
- (5) 米田と『外交時報』とのつながりは深く、同誌の創刊四〇周年に際して寄せた文章の中で、彼は「随分長く時報誌上に書く機会を与へられ、非常の親しみをもつづけ、何だか親戚位ひな感情をもつてゐる」と述懐している（米田實「外交時報の過去を回顧して」『外交時報』第八二卷七七六号、一九三七年、二七八頁）。
- (6) 明治末期と昭和初期の言説にも必要に応じて言及するが、その本格的な検討は、別の機会に譲ることとした。
- (7) 米田實「学童隔離と米国憲法の保障」『国際法雑誌』第八卷二号、一九〇九年。
- (8) 米田實「モンロー主義と日本」『外交時報』第三八卷四四八号、一九二三年。
- (9) 同右、三七頁。
- (10) 米田實「日英同盟と英米関係」『太陽』第二六卷八号、一九二〇年。
- (11) 米田實「講和条約と米国」『太陽』第二六卷三号、一九二〇年、四八頁。
- (12) 米田實「ハーディングとクーリッジ」『外交時報』第三八卷四五二号、一九二三年、一八八頁。

- (13) 米田實「日米移民問題(二)」『国家学会雑誌』第三八卷八号、一九二四年、一一五頁。
- (14) 米田、前掲『現代外交講話』四二頁。
- (15) 米田實「日米外交関係」『商工経済研究』第一卷二号、一九二六年、二九頁。
- (16) 米田實「条約改正と土地所有権」『国際法雑誌』第八卷六号、一九一〇年。
- (17) 米田實「米国の移民政策」『太陽』第二二卷四号、一九一五年。
- (18) 米田實「在米日本人の一大問題」『太陽』第一四卷二号、一九〇八年。
- (19) 同右、四二頁。
- (20) 米田實「排日問題の解決方法(二)」『国際法外交雑誌』第一九卷三号、一九二〇年、一七四―一八一頁。
- (21) 米田實「排日の移民法に接して(下)」『外交時報』第三九卷四六八号、一九二四年、三〇頁。
- (22) 米田實「米国の参戦と軍備拡張」『外交時報』第二六卷三〇八号、一九一七年、二四頁。
- (23) 米田實「不人望なる日本と葡萄牙」『外交時報』第三〇卷三五二号、一九一九年、七頁。
- (24) 米田實「帝国の重大時機と国民の国際的常識」『中央公論』第三九卷九号、一九二四年、一〇頁。
- (25) 米田實「日米共同宣言を論ず」『外交時報』第二六卷三四号、一九一七年、二二頁。
- (26) 米田實「米国人の特質、特色」『中央公論』第四〇卷四号、一九二五年。なお本項の記述にあたり、同論文における米田自身の記事を、表記を現代的に改めたうえで随所に引用した。
- (27) 同右、一一七―一八頁。
- (28) 米田實「我儘育ちの若旦那」『中央公論』第三六卷六号、一九二二年、六三頁。
- (29) 同右、六一頁。
- (30) 同右、六五頁。
- (31) 同右、六四―六五頁。
- (32) 米田實「戦後米国の活動如何」『日本及日本人』第六五二号、一九一五年、一一三頁。
- (33) 米田實「日露米の關係」(朝日新聞社『時局問題批判』朝日新聞社、一九二四年に所収)二二頁。
- (34) 米田實「米國参戦の意義」『日本及日本人』第七〇九号、一九一七年、二八頁。
- (35) 米田實「米国の政治と日本の政治」(婦政一社『各国政治比較講演集』第一卷、一九二五年に所収)一〇頁。
- (36) 同右、一二頁。

- (37) 同右、一七一一八頁。
- (38) 米田實「重大なる米國憲法修正」『外交時報』第二二卷二四四号、一九一五年。
- (39) 同右、三六頁。
- (40) 同右、三七頁。
- (41) 米田實「米國の新法官罷免制と外人保護」『國際法外交雜誌』第二二卷一〇号、一九一四年。
- (42) 同右、八四三頁。
- (43) 同右、八四五頁。
- (44) 米田實「排日法以後の米國移民立法問題(上)」『國家学会雜誌』第四〇卷二号、一九二六年、三八頁。
- (45) 米田實「米國大統領候補選定に就て」『外交時報』第三二卷三七八号、一九二〇年、二四頁。
- (46) 米田實「米國と外人兵役協約」『國際法外交雜誌』第一七卷二号、一九一八年、一三〇および一七頁。
- (47) たとえば米田實「排日的移民法に接して(上)」『外交時報』第三九卷四六七号、一九二四年、二〇一二頁。同「米國移民政策の一面」『外交時報』第四〇卷四七四号、一九二四年、四二頁。
- (48) 米國の外交に関する彼の基本認識については、以下の文献を参照。米田實「米國の外交」(東京商科大学一橋会『復興叢書』第三卷、岩波書店、一九二四年に所収、また米田、前掲『現代外交講話』にも補訂再録)。同「土地近接に基づく米國の外交」『法律及政治』第一卷一・三・六・七号、一九二二年。同「米國の東洋外交」『政経論叢(明大)』第二卷二号、一九二七年。
- (49) 米田、前掲「米國の外交」五五二頁(頁数は『復興叢書』のもの。以下同じ)。
- (50) 同右、五五六―五六三頁。米田、前掲「土地近接に基づく米國の外交」。
- (51) 米田、前掲「米國の外交」五六六―五八〇頁。また同「米國の中米政策」『外交時報』第一七卷一九六号、一九一三年。
- (52) 米田、前掲「米國の外交」五八七―六〇二頁。
- (53) 同右、五六四および五八〇―五八一頁。
- (54) 同右、六〇三―六〇八頁。ただし米田も、米國の中南米外交を、本文のように否定的にばかり見ていたわけではない。一九二二年から翌年にかけて、米國政府が中米諸國を招いてワシントンで會議を開き、「中米裁判所設置條約」などの締結を斡旋したときには、條約調印の報を受け、一旦その認識を改めている(米田實「米國と國際平和」『國際知識』第三卷五号、一九二三年)。しかし実際に締結された條約は、速報から米田が推測したものとは大きく異っていたため、米國外交に対する米田の評価も、その後否定的なものに逆戻りしてしまった。

- (55) 米田、前掲「米國參戰の意義」。
- (56) 米田實「米國と太平洋及支那(下)」『外交時報』第四六卷五四六号、一九二七年。
- (57) 米田、前掲「米國の東洋外交」九六一九七頁。
- (58) 米田實「米國の東洋政策」『太陽』第二〇卷二二号、一九一四年、一〇七—一〇九頁。
- (59) 米田實「米國大統領ウイルソンに与ふ」『中央公論』第三〇卷二号、一九一五年、一四七頁。
- (60) 同右、一五〇—一五二頁。
- (61) 米田、前掲「戦後米國の活動如何」。
- (62) 米田、前掲「米國の參戰と軍備拡張」二〇—二四頁。
- (63) 米田、前掲「日米共同宣言を論ず」一九—二二頁。
- (64) 米田實「英米關係と日本」『日本及日本人』第七三四号、一九一八年、二七—二八頁。この最後の部分に関して米田は、「日米軋轢機會の掃去—是はあらゆる方面に於て行はれねばならぬ必要事項である、是れ蓋し日米親善の唯一方法であるからである、彼の觀光團やら、官民各方面の御世辭の交換やら、宴会やらを以て日米親善を期する徒輩の如きは馬鹿の骨頂で、真に国交を解し得るものでは無いのである」と書いている(同頁)。
- (65) 米田、前掲「日英同盟と英米關係」七七—七八頁。
- (66) たとえば米田實「太平洋形勢の推移」(朝日新聞社、前掲書に所収)一〇二—一〇七頁。
- (67) 米田、前掲「日露米の關係」二二頁。
- (68) 米田、前掲「帝國の重大時機と國民の國際的常識」一〇頁。
- (69) 米田實「英米と日本」『國際知識』第五卷二号、一九二五年、一二頁。
- (70) 同右、一四頁。
- (71) 米田、前掲「米國の東洋外交」九六一九七頁。米田實『世界の大勢』朝日新聞社、一九二八年、七一、八六、九六および一〇五頁。
- (72) たとえば米田は、ワシントン會議で締結された海軍軍縮條約を評価するにあたり、日米の建艦能力を比較して、日米戦争となり、無制限の建艦競争となった場合に、日本は米國に到底太刀打ちできないと指摘している(米田實「華盛頓會議の成果」『旬刊朝日』第一卷二号、一九二三年、三頁)。
- (73) たとえば米田、前掲「太平洋形勢の推移」一〇—一一〇頁。同、前掲「英米と日本」。また彼は、國際聯盟協會で評議員

を務めるなど、国際聯盟の熱心な支持者でもあった(『国際聯盟』第一卷一号、一九二〇年、五二頁)。

- (74) 米田實「日本人帰化権を論じて条約締結に及ぶ」『国際法雑誌』第八卷八号、一九一〇年。
- (75) たとえば米田實「米国の排日運動撲滅策」『外交時報』第一七卷二〇四号、一九一三年。同「排日問題の解決方法(三)」『国際法外交雑誌』第二〇卷一号、一九二一年。
- (76) 同右、六〇頁。同「日米国交の危機」『中央公論』第二八卷六号、一九一三年、四五頁。
- (77) 米田、前掲「日米国交の危機」。
- (78) 同右、四八頁。
- (79) 米田實「米国の一般移民制限案と日本人特殊禁止案」『中央公論』第三九卷四号、一九二四年、一二五頁。同、前掲「現代外交講話」一六一―一九頁。
- (80) 米田實「日米問題」(朝日新聞社、前掲書に所収)一八〇頁。
- (81) 米田實「排日問題再燃に就て」『外交時報』第三〇卷三三三号、一九一九年、一六一―一七頁。同、前掲「排日問題の解決方法(一)―一七二頁」。
- (82) 米田實「在米日本人の一大問題」『外交時報』第二六卷三二二号、一九一七年。
- (83) 米田、前掲「排日問題再燃に就て」。
- (84) 米田、前掲「排日問題の解決方法」。
- (85) 米田、前掲「排日問題の解決方法(三)」七〇頁。
- (86) 米田實「米国の新移民政策」『外交時報』第三七卷四四二号および四四四号、一九二三年。同、前掲「日米問題」。同、前掲「米国の一般移民制限案と日本人特殊禁止案」。
- (87) 米田實「米国排日法案の成立と其対策」『改造』第六卷五号、一九二四年。同、前掲「排日的移民法に接して」。同「日米移民問題と大統領」『日本及日本人』第四八号、一九二四年。同「難関蝟集の日米交渉」『中央公論』第三九卷六号、一九二四年。同「日米移民問題」『国家学会雑誌』第三八卷七一八号、一九二四年。
- (88) 米田、前掲「日米移民問題(二)」一一五頁。
- (89) 米田、前掲「難関蝟集の日米交渉」六九頁。
- (90) 米田、前掲「帝国の重大時機と国民の国際的常識」。このほか彼は、日本の国力の増進、黄色民族の連帯を根本的な対策として主張している(同右、および同、前掲「米国排日法案の成立と其対策」一四頁)。

- (91) 米田、前掲「米国の一般移民制限案と日本人特殊禁止案」一二六頁。同、前掲「米國移民政策の一面」三八頁。
- (92) 米田實「排日移民法実施後の在米日本移民」『太陽』第三二卷四号、一九二六年、八頁。
- (93) 同右、七一八頁。
- (94) 阿野政晴『移民史から見た松岡洋右の少年時代』阿野政晴、一九九四年、一一八―一二〇頁。
- (95) 米田實、前掲「排日問題の解決方法(三)」六一頁。

※本稿は、二〇〇五年度松山大学特別研究助成の成果の一部である。